

2009年12月24日
日本共産党東京都議会議員団

2010年度政府予算編成に関する要望書

日本共産党都議団は、2010年度政府予算編成に関して、以下の重要事項について、特別な措置が講じられるよう、つよく要請いたします。

【住まい、雇用、生活の総合緊急対策を】

1. 深刻な経済、雇用情勢をふまえ、失業者、非正規労働者などのために、住まい・雇用・生活の一体的支援を実施すること。東京都、区市町村と連携し、主要駅、繁華街などにおいて、常設の住まい、雇用、生活支援のためのワンストップの相談窓口を開設すること。
2. ハウジングプアを一掃するために、ネットカフェ難民や路上生活者などの住宅喪失者に対して、公団、公社、都営住宅等の公共住宅や公的施設など提供すること。民間住宅の借り上げや家賃補助などを実施すること。大企業に対して寮の提供をおこなわせること。
3. 失業者の仕事確保のため失業対策事業をただちに実施すること。東京都が実施している「緊急雇用対策」及び「生活サポート特別貸付事業」への財政支援を行うこと。
4. フリーターなどの雇用保険未加入者や長期失業者など、職業訓練を受ける機会がなかった人たちに対する職業訓練を重視し、生活給付付きの職業訓練制度や訓練期間中の貸付制度を創設すること。
5. ワーキングプアの解消のため、労働者法制の規制緩和路線を抜本的に転換すること。派遣労働については登録型派遣は原則禁止とし常用型派遣を基本にするなど、労働者派遣事業法を派遣労働者保護法に抜本改正すること。
6. 経済団体、主要企業に対し、派遣社員、期間社員をはじめとする大量解雇、「雇い止め」及び、新規卒業者の採用内定取消しなどを中止し、雇用の維持と正社員化に最大限の努力をするよう、指導と監督すること。
7. 雇用調整助成金の拡充を図るとともに、あらたに社員を雇用もしくは、非正規社員を正社員として雇用するなど、雇用拡大に努めた中小企業への助

成を強めること。

- 8 . 労働基準監督署及びハローワークの体制を強化し、相談窓口の拡充、企業への指導・監督の強化、雇用開拓に努めること。
- 9 . 「働く貧困層」をなくすため、雇用保険をを抜本的に拡充し、失業給付期間の180～540日程度までの延長、給付水準の引き上げ、受給資格の取得に要する加入期間の短縮、退職理由による失業給付の差別や受給開始時の3ヵ月の待機期間をなくすことなどを実施すること。非正規労働者が雇用保険に加入でき、失業給付が受けられるよう制度を強化するとともに、脱法的な雇用保険未加入を一掃すること。
- 10 . 住所の有無、年齢などを理由にした保護申請の門前払いをやめ、当座の所持金のない人には即日保護決定を下すなど、生活保護法の本来の主旨にそった行政に転換させること。生活保護受給者の増大にともなう区市町村の負担を軽減すること。
- 11 . あらたに創設した失業者への生活援助制度は、生活に困窮しているすべての失業者を対象にするとともに、恒久的な失業手当を創設すること。倒産やリストラで失業した人が安心して医療を受けられるよう国民健康保険料を軽減すること。

【大企業、大銀行応援から国民の暮らし応援に転換を】

- 12 . 小泉流「構造改革」路線を徹底的に見直し、経済政策の軸足を大企業、輸出中心から、家計と内需中心に転換すること。
- 13 . 大銀行・大企業に雇用と中小企業の経営を守る社会的責任を果たさせること。「サービス残業」「名ばかり管理職」など違法なただ働きをなくし、長時間労働を是正して雇用拡大につなげること。
- 14 . 大企業の下請けいじめを厳しく取り締まること。「下請け駆け込み寺」などの相談体制を強化するとともに、事例と企業名の公表、被害補償などの是正措置を迅速に行うこと。
- 15 . 大銀行の貸し渋り、貸しはがしをやめさせ、中小企業への資金供給への責任を果たさせるとともに、信用保証協会への資金を拡充し「保証渋り」をなくすこと。無担保・無保証人融資などの限度額を拡充するとともに、中小企業向け信用保証制度の部分保証を元に戻し、全額保証にすること。

経営が破たんし、中小企業支援にも役立っていない新銀行東京は、預金

者保護、中小企業の資金保全を図りつつ、ただちに精算に踏み出すよう指導すること。

- 16 . 経営が休止状態に追い込まれている中小企業に対する休業補償、貸し工場家賃等の固定費の支援、中小企業の法人税の税率引き下げ、事業継承税の改善など中小企業支援税制を強化すること。また、所得税法第56条を廃止し、「自家労賃」を認めること。
- 17 . 中小企業の仕事確保のために、国と自治体の官公需を前倒し発注するとともに、中小企業むけ発注を引き上げること。地方自治体が中小企業向けの仕事おこしとして取り組んでいる、住宅や公的施設などの耐震補強や改修など、小規模修繕工事の発注、商店街振興のための「地域買い物券」の発行などを促進するため、国として支援を強化すること。
- 18 . 大企業や大資産家に対する行き過ぎた優遇税制を見あらため、応能負担の原則にたった生計費非課税、総合・累進、直接税中心の民主的税制の再構築を図ること。
- 19 . 消費税増税、配偶者控除や扶養控除の廃止などによる庶民増税は行なわないこと。消費税については食料品をはじめ、生活必需品への非課税を緊急に実施すること。

【 医療、福祉、介護の充実 】

- 20 . 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止するとともに、来年度の保険料が値上げされない措置を講じること。75歳以上の医療費を無料化するとともに、70歳から75歳未満の医療費本人負担の2割への引き上げはやめ、医療費の負担軽減をすすめること。
- 21 . 療養病床の廃止・削減計画を中止し、療養病床の経営が成り立つよう診療報酬を改善し増額すること。
- 22 . 障害者自立支援法をすみやかに廃止し、幅広い障害者の参加の下に新しい総合的な障害者福祉法を制定すること。応益負担や給食費などの実費負担廃止し、施設・事業所に対する報酬は「月額払い」にもどすとともに大幅に引き上げること。また、障害程度区分認定の改善、地域生活支援事業への財政措置の強化などをすすめること。
- 23 . 生活保護制度に対する財政措置を拡充するとともに、老齢加算を再開し、母子加算は2010年4月以降も継続すること。生活保護を必要としてい

る人のうち、実際に保護を受けている人の割合を明らかにする「捕そく率調査」を実施すること。

- 24 . 国民健康保険に対する財政措置を拡充し、保険料の負担軽減をすすめること。生活が困難な人からの保険証とりあげはやめ、無保険の高校生の救済措置を講じること。また、建設国保をはじめとした国保組合に対する財政措置を増額すること。
- 25 . 東京など大都市部の保育所面積等の最低基準の緩和はやめ、保育所の増設と質の高い保育の確保を同時にすすめること。私立保育所運営費の一般財源化はしないこと。また、直接契約・直接補助方式や保育料応能負担導入などの保育制度改悪はやめ、児童福祉法第24条にもとづく公的保育制度を堅持・拡充すること。
- 26 . 認可保育所の緊急増設計画をつくり、その実現にむけ保育予算を抜本的に拡充すること。大都市部で認可保育所整備を促進するため、用地費助成や国有地の無償貸与などを実施すること。公立保育園の施設整備費および運営費に対する補助制度を復活すること。急増する待機児受け入れの緊急対策を実施する自治体への財政支援を強化すること。
- 27 . 子ども手当は、扶養控除等の廃止による庶民増税なしに、全額国の財政負担で実施すること。
- 28 . 周産期母子医療センターに対する国庫補助の半減方針を撤回し、大幅に増額、拡充すること。また、NICU（新生児特定集中治療室）の診療報酬を、実態に合わせて大幅に引き上げること。
- 29 . 総合周産期医療センターへの国庫補助の算定基準に、MFICU数だけでなくNICU数を加えること。また、地域周産期医療センターについても、NICU数を算定基準とした国庫補助制度を創設すること。
- 30 . 年金支給要件の加入年数を大幅に短縮するとともに、最低保障年金制度を創設すること。基礎年金の国庫負担割合を2分の1に早急に引き上げること。「消えた年金」問題の解決を急ぐとともに、無年金障害者、高齢者への救済措置を実施すること。
- 31 . 2005年から始まった高齢者、年金生活者への所得税・住民税増税を見直し、公的年金控除の最低保障額を120万円から140万円に戻すとともに、所得500万円以下の高齢者の老年者控除を復活すること。

- 3 2 . 介護保険への国庫負担割合を5%引き上げて30%にするとともに、国の制度として保険料・利用料の減免制度をつくること。要介護認定制度や利用限度額は廃止し、現場の専門家の判断で必要な介護を提供できるようにするとともに、要支援や軽度要介護者の介護サービス給付の切り下げをやめること。
- 3 3 . 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、小規模多機能施設などの施設整備を促進するとともに、運営の充実をはかるため財政措置を大幅に拡充すること。無届け有料老人ホームなどへの規制を強化し、実態把握と運営の改善をすすめること。
- 3 4 . 高齢者向け優良賃貸住宅、生活支援ハウスなど低家賃で医療・介護ケア付の高齢者の住まいの整備を促進すること。孤独死の実態調査を実施するとともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対する見守り支援の体制整備をすすめること。
- 3 5 . 障害基礎年金の支給額の増額をはじめとした障害者の所得保障、および雇用・就労支援対策を拡充・強化すること。
- 3 6 . 福祉・介護人材の確保・定着にむけ、賃金の引き上げをはじめとした労働条件の改善をすすめるため、施設・事業所への財政措置を拡充・強化すること。また、福祉・介護事業の職員配置基準を改善し、正規職員の増員をはかること。福祉人材確保指針が実効あるものとなるよう、施策の具体化および財政措置を講じること。
- 3 7 . 鉄道駅へのエレベータ、エスカレータ、可動柵の整備促進にむけ財政支援を拡充すること。自治体が行っている高齢者の敬老無料乗車証や、コミュニティバスの運行に対する財政支援を創設すること。
- 3 8 . 子どもの医療費は国の責任で無料にすること。また、自治体単独で実施している医療費助成制度に対する国民健康保険国庫支出金の減額調整制度を廃止すること。
- 3 9 . 出産育児一時金を増額するとともに、妊婦健診への財政措置を継続・拡充し、妊娠・出産にかかる費用の無料化をすすめること。子育て世帯への家賃助成、家賃の所得税控除など、経済的支援を拡充・強化すること。
- 4 0 . 児童扶養手当の切り下げをやめ、ひとり親家庭に対する就労、住宅、子育て等に対する総合的な支援策を拡充・強化すること。父子家庭に対し児童

扶養手当を支給すること。

- 4 1 . 学童クラブを大幅に増設するとともに、運営費に対する財政措置を拡充し、対象学年の拡大、時間延長などをすすめること。放課後全児童対策事業との統合は認めないこと。
- 4 2 . 父親への育児休業割当て（パパ・クォータ）の導入をはじめ育児休業制度を改善・拡充し、家庭と仕事の両立、ワーク・ライフ・バランスにむけた働き方の改革を推進すること。中小企業に対する支援を拡充するとともに、従業員301人以上の企業の次世代育成支援行動計画を公表すること。
- 4 3 . 児童虐待対策の充実にむけ、児童相談所の児童福祉司、児童心理司など専門職員の増配置に対する財政措置を拡充すること。児童養護施設の増設をすすめ、治療的ケアなどの機能強化をはかること。
- 4 4 . 医学部の入学定員を大幅に増やすとともに、診療報酬の引き上げ等により医師の労働条件を改善し、小児科、産科をはじめとした深刻な医師不足を早急に打開すること。看護師の増員と労働条件の改善をはかること。
- 4 5 . 「公立病院改革ガイドライン」による公立病院の再編、民間的経営手法の導入、経営効率化などのおしつけはやめ、不採算医療、行政的医療を担っている公立病院への財政支援をおこなうこと。社会保険病院、厚生年金病院を存続するとともに、国立病院、国立大学病院を拡充すること。
- 4 6 . 新型インフルエンザ対策を強化し、安全な国産ワクチンの製造・供給体制を抜本的に強化するとともに、ワクチン接種費用を無料化すること。感染症病床をふやすとともに、感染症専門医の育成をすすめること。医療従事者が新型インフルエンザにより休業した場合の休業補償を実施すること。
- 4 7 . 地域がん診療拠点病院に対する財政措置を拡充するとともに、抗がん剤治療薬、放射線治療、医学物理士などの専門医や技師の養成を促進すること。在宅緩和ケアや患者・家族への相談支援体制、地域がん登録事業への支援をおこなうこと。
- 4 8 . 難病対策予算を拡充・増額し、公費負担医療制度をはじめ各事業の対象疾患を拡大すること。また、都道府県難病相談・支援センターおよび患者・家族団体への支援を強化し、全国難病相談支援センターを開設すること。
- 4 9 . 大気汚染による健康被害者に対する総合的な救済策を、国の責任で実施すること。

- 50 . 原爆症認定訴訟を全面解決し、認定基準を抜本的に改善すること。被爆者の介護手当の額を増額し、家族介護手当の支給対象を拡大すること。被爆者の健康診断、がん検診制度を拡充し、被爆2世の健康診断、がん検診、医療費助成を実施すること。
- 51 . 国立ハンセン病療養所の職員体制を改善すること。敷地全体を「人権の森」として整備し、園内に保育所を設置するなど、多磨全生園で検討されている将来構想への支援をおこなうこと。また、社会復帰者の再入所を認めること。

【中小企業などの営業をまもるために】

- 52 . 中小企業予算を当面、一般歳出の2%、1兆円規模にするなど施策を抜本的に強化すること。
- 53 . 工業集積地域を総合的に支援する活性化事業の復活、世界に誇る高度な技術を保全・継承するため、新技術・新製品の開発・研究委託制度の創設、海外の販路拡大の支援など、東京における製造業の生き残り支援を強化すること。
- 54 . 中小企業への仕事が増えるよう、製品、販売を支援すること。自然エネルギー、省資源、リサイクルなどの分野への投資を増やすなど地域産業への強化をはかること。
- 55 . 野放し状態となっている超大型ショッピングセンターの出店、駅ナカ店などの規制を抜本的に強化すること。「地産地商」の推進、空き店舗対策など地域商業支援のために施策を拡充すること。
- 56 . 燃油への依存度が高く、価格転嫁の難しい業種で経営が苦しくなっている中小企業に対し、直接補填を実施すること。
- 57 . 中小企業団体が大企業や大手の業界団体を相手に下請取引の改善を求める「団体交渉」を行う権利を保障する「公正取引確保法」、公共事業のダンピング発注をなくし、人間らしく働ける労働条件を定める「公契約法」など中小企業の経営を守るルールづくりをすすめること。
- 58 . 公共事業の中小企業への発注率を高めること、分割発注などの参入の機会をふやすこと。大企業のダンピング入札による下請けへの犠牲転嫁が起きないように監視・指導を強めること。

【農林水産業の再生のために】

- 59 . 安全・安心の食料安定供給のため、農林水産業の再生、食糧自給率50%台回復を最優先すること。再生産が可能な農家収入を保障するため、価格保障・所得保障と関税など国境措置の維持・強化を一体ですすめること。日米FTA・EPAの締結を行なわないこと。
- 60 . 農業予算を基幹産業にふさわしく拡充し、価格補償・所得補償を柱に据えること。地価が高く小規模農業者が多い都市農業の特徴をふまえ、農業用地への宅地並み課税の見直しなど都市農業振興に努めること。
- 61 . 都市の農地の固定資産税や相続税の評価は宅地並みではなく農業収入を基本に行うこと。当面、生産緑地の要件を緩和するとともに相続税納税猶予の制度を農業用施設用地や緑として貴重な屋敷林などにも適用を広げ、農家の営農を全体として守れる制度にすること。
- 62 . 活力ある漁業・漁村の実現にむけ、価格補償・所得補償として価格安定対策を強化すること及び青年漁業者支援制度を創設することなど対策を強化すること。東京都の経済水域における資源管理型漁業の推進を図ること。

【ゆきとどいた教育の実現】

- 63 . 子どもたちにゆき届いた教育を保障するため、学級編制の標準を改善し、国の財政負担で30人学級を実施すること。
- 64 . 子どもたちの心を傷つけ日本の教育を荒廃させる競争主義と序列主義、管理統制を抜本的に見直すこと。また、全国一斉学力テストの実施と公表はやめること。「心のノート」の配布をやめること。
- 65 . 義務教育費国庫負担制度を維持し、国の負担を2分の1に復元すること。校舎等の耐震改化や老朽化に対応する改築・改修の助成を拡充すること。
- 66 . 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を撤回し、教職員削減はやめること。教員免許の更新制度は廃止すること。
- 67 . 義務教育無償化の立場に立ち、就学援助を拡充するとともに、給食費やドリル代、修学旅行費の積み立てなど学校教育にともなう保護者負担を軽減すること。
- 68 . 公立高校の授業料を無償にするとともに、私立高校等も無償化に踏み出す

こと。少なくとも年収500万円未満の世帯は入学金や施設費等を含め全額助成、800万円以下の世帯は半額助成すること。給付制奨学金制度は入学金、通学費に加え学用品費、修学旅行費などもまかなえる制度として創設すること。

- 69 . 国立大学運営費交付金、私立大学への助成の増額などにより、大学学費の引き下げを図ること。また、高校・大学の学費の減免制度の拡充、無利子奨学金の拡大、給付制奨学金の創設などをすすめること。
- 70 . 特別支援教育実施にあたっては、コーディネーター専任配置・介助員の配置など十分な教職員配置が可能となるよう、条件整備に対する国の財政的支援を拡充すること。
- 71 . スクールカウンセラーは小学校・高校への全校配置をすること。また、小、中、高とも日数を増やすこと。スクールソーシャルワーカーの配置を拡大すること。養護教員の配置基準を改善し全校複数配置を実現すること。学校に行けなくなっている子どもたちに学習の機会を保障し、学校の出席日数として認定している施設に対して助成すること。
- 72 . 中学校の夜間学級を国の制度とし、教職員定数の充実を図ること。日本語学級を法的に位置づけ、日本語指導などのための教員配置をふやすこと。
- 73 . 学校図書館に専任の司書、司書教諭を配置するとともに、資料費、整備費等を拡充すること。
- 74 . 私立幼・小・中・高等学校への助成制度を堅持し、私立学校経常経費助成を拡充すること。授業料減免制度への助成を、前年度実績にも適用できる制度を創設すること。少人数学級実施、建物の耐震化、老朽化改築改修などへの助成を拡充すること。専修学校への経常経費補助を行うこと。
- 75 . 私立学校への地球温暖化対策や地上デジタル放送対応のための支援制度を創設・拡充すること。
- 76 . 文化予算を拡充し、芸術文化振興基金の充実など、芸術団体の基盤強化に役立つよう公的助成を改善・充実することや、すべての子どもに芸術鑑賞機会を保障するための支援をつよめること。
- 77 . 国民本位のスポーツ振興をすすめるよう「スポーツ基本計画」を見直し充実させるとともに、スポーツ予算を大幅に拡充すること。
- 78 . 8～10兆円の浪費的投資につながる2020年オリンピック招致を認め

ないこと。霞ヶ丘競技場は、国立競技場として維持し、改修をおこなうこと。

【持続可能な都市・東京の実現のために】

- 79 . 住民の反対が強く 3.7 兆円もの投資となる外郭環状道路は中止すること。自然や住環境破壊、公害の拡大、財政負担などをもたらす、圏央道、首都高速中央環状線などの環状道路は凍結し、住民参加で抜本的に見直すこと。不急・不要な公共事業を継続・温存させるための新中期道路計画は抜本的に見直すこと。
- 80 . 乱開発と一極集中をすすめ、地球温暖化を促進する「都市再生」のおしつけをやめ、「都市再生緊急整備地域」の指定にもとづく規制緩和や財政支援をやめること。
- 81 . 過大な水需給計画にもとづくハツ場ダム建設は中止すること。地元住民の生活再建に責任を果たすこと。本格的な施設更新期を迎える上下水道の改良事業を国庫補助対象とし、財政援助を行うこと。
- 82 . 公的住宅行政からの撤退をやめ、公営住宅の建設戸数を引き上げること。政令改定にともなう、公営住宅の入居基準及び明け渡し収入基準の引き下げ及び家賃値上げを中止すること。使用承継を制限する通知は撤回すること。
- 83 . 国の責任でマンションの耐震診断・改修の助成を強めるとともに、共用部分のバリアフリー化、省エネ化、アスベスト対策を支援すること。
- 84 . 集中豪雨のメカニズムの解明と速報体制の確立を急ぐこと。都市型水害対策を推進するため、都市河川改修事業について国庫支出金を増額すること。住民追いだしにつながるスーパー堤防事業は抜本的に見直すこと。
- 85 . 日本に課せられた先進国としての国際的義務を果たすために、2020 年までに 90 年比で 30 %削減する中期目標と 2050 年までに 80 %削減する長期目標と手だてを明確にし、着実に実現していくこと。経済団体の自主行動計画まかせにせず、経済界と政府の間で削減協定を締結すること。
- 86 . 大都市特有のヒートアイランド現象を防止するための自治体支援策を強めること。市街地において貴重な緑地である樹林地などについて、緑地として永続的に担保されるよう相続税などの優遇措置と保全等に助成措置を講ずること。また、都市公園事業を促進するため国庫補助金を増額すること。

- 87 . 森林再生を位置づけ、私有林の間伐費補助、森林、樹林地に対する相続税などの軽減及び猶予措置を拡充すること。
- 88 . 生産緑地地区の指定にかかる基準面積を引き下げることなど、生産緑地の拡大に努めること。農業者からの生産緑地買い取り申請に対して、自治体が公園等として保全する場合支援すること。
- 89 . 燃料電池の開発・普及、石油燃料にかかわる植物性廃油の燃料化技術の開発などをすすめること。家庭用の太陽光発電に対する国の補助を抜本的に引き上げ、公的助成を半分まで高めることなど、再生可能エネルギーシステムへの転換を推進すること。

【生活の安全確保など】

- 90 . 深刻な土壌汚染地である豊洲地区への築地中央市場の移転を認めないこと。東京都が土壌汚染の実態を明らかにするとともに、築地現地再整備に向け仲卸業者をはじめ市場関係者との合意形成に努めるよう指導すること。規制緩和と大型化を前提とする「第8次卸売市場整備基本方針」を抜本的に見直すこと。
- 91 . 消費者行政における産業優先の「規制緩和」路線をやめ、消費者の権利を守ること。自治体における消費者センターの職員体制の充実と機能強化のため、財政措置を拡充すること。
- 92 . 輸入食品の検査の強化をはじめ食品安全基本法を抜本改正すること。輸入食品をはじめとした食品の監視・検査体制をはじめとした「食の安全」対策を拡充・強化すること。と畜牛の全頭検査体制を堅持し、安全確認のできない米国産牛肉の輸入を中止すること。
- 93 . 「振り込め詐欺」や悪質な消費者金融、不法なマチ金などの取り締まりを強化するとともに、被害者救済のシステムを確立すること。
- 94 . 地上デジタル放送への切り替えに際しては、テレビを受信出来なくなる人がでないよう、現在電波障害で対応している人、また低所者、離島対策などきめ細かく対応すること。

【地方財政危機打開のために】

- 95 . 国と地方の税源配分を抜本的に見直し、さらに大幅な税財源移譲を行うこ

と。税源移譲の財源は消費税ではなく金融資産、株式課税の総合課税化や所得税の高額課税強化で創出した財源の地方税への移転により行うこと。

- 96 . 地方交付税の算定にあたっては、膨大な昼間流入人口に伴う大都市特有の財政需要や国会、政府機関等首都としての財政負担を的確に反映させること。
- 97 . 道州制など地方自治制度の改悪につながる計画はやめること。P F I、独立行政法人、指定管理者制度など、住民サービスの後退と官製ワーキングプアをもたらすニュー・パブリック・マネージメント(アウトソーシング)の押しつけは行わないこと。

【平和な日本と東京のために】

- 98 . 地球規模での日米軍事同盟の拡大・強化をやめ、横田基地をはじめ都内の米軍基地の早期全面返還につとめること。「米軍再編」にもとづく横田基地の機能強化及び、自衛隊との共用及び軍民共用化は中止させること。米核空母の横須賀基地母港化をやめさせること。
- 99 . 在日米軍及びその家族による事件・事故・犯罪・住民生活への被害の再発防止に努めるとともに、屈辱的な日米地位協定の抜本改定をつよく求めること。

以 上